大 洲 民 報 | 2017 年 1 月 22 日 | 日本共産党 大洲市委員会 | 23-3271 39-2915

大洲市１２月定例議会

～日本共産党　梅木かづこ の 議会報告　その３～

梅木かづこ市議の一般質問とその答弁

２．市立大洲病院の経営について（先週のつづき）

平成 25 年３月議会で、『医学部の地域枠の医学生が４回生になる、臨床研修が終了する４年後から県内の医療機関で勤務することになる、当院への医師は医師派遣についても期待している』と答弁されています。平成 25 年ですから、29 年にはこの臨床研修が終わった方が来る方向になっているのではないでしょうか。答弁に対する現段階での整合性を御説明ください。

＜答弁＞　地域枠としての医師派遣については、愛媛県地域医療支援センター運営委員会医師確保支援部会で、配置を検討されている。前期研修者、平成 27 年、28 年で実施中であり、後期研修の部分が平成 29 年から 3 年間あるが、29 年度後に医師派遣ができるものと、30 年、31 年、2 年間の任期の期間がある。それを希望される場合には、最短で 30 年度に医師派遣の可能性はあると伺っている。また、その後に新たに専門員制度ができており、30 年、31 年といいながらさらに延びる可能性もあるということで御理解をいただきたい。

単に病院医療だけでなく、災害時医療や救急医療、肱川、河辺などの僻地医療など採算のとれにくい地域医療と市民の健康全般に貢献する病院として、大洲病院が今こそその責務を果たすべきではないでしょうか。大洲病院としてのお考えをお聞きします。

＜答弁＞　自治体病院の医療の提供に対する考えですが、当院は慢性的な医師不足であり、少ない人数の中で大学や他病院の応援を受けながら、救急医療等も行っている現状です。一部の地域へ医師を派遣することによって、救急業務を含む患者受け入れ体制の縮小やそれに伴う患者数の減少による経営のさらなる悪化につながっては、市民全体に貢献する病院としてはいかがなものかと考えます。

３．介護保険料や国保税の減免について

年金から天引きされる介護保険料が、高齢者の暮らしを圧迫しています。所得が保護基準をわずかに上回る境界層世帯が介護保険料を負担することで、保護基準以下に落ち込む場合、保険税を減免する措置がとられていますが、本市でも該当者数を明らかにしてください。

2015 年、国保についても厚労省は境界層への対応を検討すると国会で答弁しました。本市での適用はどのようにされていますか、適用者数を明らかにしてください。

＜答弁＞　介護保険制度における境界層世帯に対する措置については、平成 21 年度に 1 人、平成 23 年度に 1 人、計 2 人に適用している。国民健康保険税の境界層世帯への減免については、平成 27 年 5 月 19 日に開催された参議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣より引き続き検討していくとの答弁があったが、その後、国、県からの指示は何もなされていないため、大洲市では適用をしていない。

2017 年から市町村による地域支援事業に移行するといいます。同事業での緩和した基準によるサービスは、一定研修を受ければ資格なしで訪問サービスができるといいます。本市の状況を御説明ください。また、本市でも少子化対策が言われていますが、国保の子供の均等割は軽減措置が必要と検討することが国会答弁されました。本市ではどのように運用されていますか。

＜答弁＞　介護保険法の改正により、介護予防給付のうち通所介護及び訪問介護は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行される。大洲市でも、平成 29 年 4 月からこの総合事業を開始することとし、通所介護及び訪問介護については、現行相当サービスのほか、緩和した基準によるサービスの実施を予定している。緩和した基準による訪問型サービスでは、制度的には一定の研修を受講された方の従事を認めているが、現在のところ大洲市では従来どおり訪問ヘルパーなどの有資格者に従事していただくこととしている。